

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 監査実施期間
平成 19 年 5 月 8 日から平成 19 年 6 月 8 日まで
- 3 措置を講じた部課及び措置通知日
上下水道局（総務課） 平成 19 年 8 月 15 日
上下水道局（営業課） 平成 19 年 8 月 15 日
市民病院 平成 19 年 8 月 22 日
- 4 措置を講じた内容

部 課 名	指 摘 事 項	措 置 内 容
上下水道局		
総務課	無償譲渡により取得した固定資産は、資産に計上するとともに、同額を資本剰余金の受贈財産評価額として整理すべきところを、適切に処理されていないものがあった。	受贈財産受理に関する決裁の流れにおいて、資産計上の事務処理を行う経理担当に当該書類が回らないことがあったため、今後は財産受理の担当との連携を強化し、資産計上漏れが発生しないよう事務処理に留意する。
営業課	事業のため土地等を提供した受益者の負担金の減免については、減免申請書と適否の決定の通知によって行われるべきところを、減免申請書が提出されていないのに減額免除していた。	平成 19 年度定期監査の指摘を受け、岸和田市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 12 条に基づき、平成 19 年度賦課分より、減免申請書を提出させ、適正に減額手続きを行う。

部 課 名	指 摘 事 項	措 置 内 容
市民病院	<p>(1) 行政財産の目的外使用料の納入通知が行われていないものがあつた。</p> <p>(2) 病原菌に接触する業務に従事する職員の特殊勤務手当は、支給対象業務に従事した日1日につき150円、その勤務に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は100分の60に相当する額とすべきところを、不適切な支給があつた。</p>	<p>(1) 平成18年度目的外使用料について、納入通知をしていなかった大阪ガス株式会社ほか4件の指摘を受けた。指摘後に納入通知を郵送または持参した。平成19年8月22日現在で3件の納入を確認した。残りの未納入分については再度連絡を行うとともに、今後このような事のないよう事務処理について周知徹底した。</p> <p>(2) 指摘のあつた特殊勤務手当を支給している職員全体の平成18年度支給状況を調べた結果、15名に不適切な支給等（返還対象分90件、未支給分205件）が見つかった。正しい支給額との差額は平成19年8月分給与で調整することとした。また、手当の支給方法について当該所属長を通じ各職員に周知するとともに、今後は適正に支給するよう事務処理を徹底した。</p>